次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年 11 月 13 日

岩手県医療局長　吉田　陽悦

１　調達内容

（１）購入等件名及び数量　岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター電子カルテ参照システム構築業務

（２）調達件名の特質等　入札説明書による。

（３）契約期間　契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

（４）納入場所　別途医療局の指定する場所

（５）入札方法　（１）の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加者資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）入札の日において、岩手県知事が定める情報システム開発に係る競争入札参加資格を有し、令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること又は当該競争入札参加資格審査書類を岩手県医療局にて審査し入札参加資格有と認められたもの。

（４）この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。

（５）この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

３　契約条項を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　郵便番号 020-0023　岩手県盛岡市内丸 11 番１号　岩手県医療局医事企画課　電話番号　019-629-6359（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び１件につき重量 100ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。）また、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能である。

（２）入札及び開札の日時及び場所　令和８年11月25日　午前９時　盛岡地区合同庁舎７階医療局会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月24日　午後５時までに（１）の場所に提出すること。）

４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金　入札金額の 100 分の 110（契約希望金額）の 100 分の３以上の額とする。ただし、一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

（３）入札への参加を希望する者に求められる事項　この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を令和８年 11 月 19 日　正午までに３（１）の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県医療局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（４）入札への参加　（３）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

（５）入札の無効　この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（６）契約書作成の要否　要

（７）落札者の決定方法　医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第６号）第 190 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（８）その他　詳細は、入札説明書による。

（９）個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報

取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取扱いについて、下記の義務が生じるものであること。

イ　受注者は、法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ　受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ハ　受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

ニ　受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

ホ　受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

ヘ　特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

ト　個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。